

相 談 事 例

ID：07-01-022

相談タイトル

空き家に対する火災保険について

Q：ご相談内容

群馬県内にある母親から相続した家（住宅）が空き家となっている。居住している埼玉県で県民共済に確認したところ、居住者のいない物件については火災保険に加入できないと言われた。相続した物件は、相談者および他の親族が相続し所有しているが、群馬県内には居住している者はいないため管理もできない。空き家には火災保険は加入できないのか。

A：回答

（損害保険等代理店に確認した内容）
今後住む予定があるか否か等によって、金額、条件は変わってくるが、大手損害保険会社であれば加入できる商品があります。埼玉県内であれば、埼玉県の損保ジャパンや東京海上などの大手損害保険会社に現在の状況を伝え確認してみてください。